

## セネガルにおける非常事態宣言：交通規制に係る詳細の発表(補足)

### 【ポイント】

- 現時点では州と州との間の移動が原則禁止されており，州内の都市間の移動は禁止されておりましたが，都市における公共交通機関の運行は大幅に減少しています。
- 私用車についても乗員数制限(規定数の半分，奇数の場合は小数点以下切り下げ)の対象となりますのでご注意ください。
- 乗員のマスクと手袋の着用は求められておりませんが，感染予防に引き続きご注意ください。

### 【本文】

3月24日の当館HP(セネガルにおける非常事態宣言：都市間の移動禁止，交通手段に係る規制等)に関し，以下，補足と一部訂正をご確認願います。

3月25日付けのセネガル政府通達によると，現時点では州と州との間の移動が原則禁止されており，州内の都市間の移動は禁止されておりましたが，都市における公共交通機関の運行は大幅に減少しています。

また，私用車と公共交通機関の双方に適用される乗員数の制限につき，規定乗員数の半数とし，奇数の場合には，2で除した時の整数(小数点以下切り下げ)が許容人数になるとされています。タクシーは3名まで，オートバイは1名まで，大型トラックは2名まで(いずれも運転手を含む。)が許容乗員数となりますのでご注意ください。また，公共交通機関，私用車ともに，立ち乗り禁止，座席は1m以上間隔をとることが求められていますのでご注意ください。

他方，前回お知らせした内容のうち，乗員のマスク，手袋着用については現時点の措置に含まれておりませんが，引き続き感染予防にご留意ください。

違反者には，2か月から2年の懲役及び2万から50万fcfaの罰金又はそのうちのいずれかが科せられるおそれがあります。また，夜間外出禁止令(20時から6時)の例外許可及び州と州との移動禁止の例外許可を受けるためには，内務省，州知事又は県知事への申請が必要ですのでご注意ください。

3月26日現在，セネガルにおける新型コロナウイルス感染者は累計105名，うち9名が治癒，96名がダカール(ジヤムニャジョ含む)，トゥーバまたはジガンシオールで隔離入院中です。在留邦人の皆さまにおかれては，引き続き，不要不急の外出を避けるとともに，外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。

また，仮に，外出時等に，感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には，速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

(参考)

交通規制に関する措置の詳細

[https://mobile.twitter.com/MITTD\\_GouvSN/status/1242913572348452864/photo/1](https://mobile.twitter.com/MITTD_GouvSN/status/1242913572348452864/photo/1)

(参考ウェブサイト)

外務省海外安全 HP (各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

在セネガル大使館 HP 日本語版

[https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

[taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp](mailto:taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp)

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)